

鏡」に改め、同号ルからワまで中「隣悪性」を「隣悪性」に改め、同条第九号ヲ中「大動脈瘤」を「大動脈瘤」に改め、同号ワ中「下肢静脈瘤」を「下肢静脈瘤」に改め、同条第十号ロ中「膀胱鏡」を「膀胱鏡」に改め、同号又及びル中「膀胱」を「膀胱」に改め、同号ワ及び同条第十二号ニ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同条第十五号チ中「臍帯血」を「臍帯血」に改め、同条第十七号中チをリとし、同号に次のように加える。

又 がん患者リハビリテーション

ル 認知症患者リハビリテーション

第十一条第十七号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 廃用症候群リハビリテーション

第十一条第二十号イ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同条第二十一号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 粒子線治療

第十一条第二十二号へ中「又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」を「、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」に改め、同条第二十四号ホ中「障害者」を「著しく歯科診療が困難な者」に改め、同条第二十五号中「口腔」を「口腔」に改め、同条第二十六号ロ中「鍼灸」を「鍼灸」に改める。

第十二条第一号口中「腋臭症」を「腋臭症」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「結腸」を「大腸」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号又中「胃・十二指腸」を「胃、十二指腸」に改め、同号又を同号ルとし、同号中リを削り、チを又とし、同号ト中「狭窄」を「狭窄」に改め、同号中トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下手根管開放手術

第十二条第一号ハの次に次のように加える。

二 関節鏡下半月板切除術

第十二条第二号イ中「関節鼠」を「関節鼠」に改め、同号中ワ及びカを削り、ヲをカとし、ルをワとし、同号又中「痔核」を「痔核」に改め、「手術」の下に「（脱肛を含む。）」を加え、同号又を同号ヲとし、同号リ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に、「胆嚢」を「胆嚢」に改め、同号チを同号又とし、同号中トを削り、へをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 顎下腺摘出術

第十二条第二号ニを削り、同号ハ中「靱帯」を「靱帯」に改め、同号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下靱帯断裂縫合手術

第十二条第二号中口をハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 関節鏡下半月板縫合術

第十二条第二号イの次に次のように加える。

ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術

第十二条に次の一号を加える。

三 四泊五日手術

イ 腋臭症手術

ロ 関節鏡下手根管開放手術

ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術

ニ 水晶体再建術

ホ 乳腺腫瘍摘出術

ヘ 経皮的シヤント拡張術・血栓除去術

ト 下肢静脈瘤手術

チ ヘルニア手術

リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術

ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ル 痔核手術（脱肛を含む。）

ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術

ワ 子宮頸部（膣部）切除術

カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条第二号中「百日咳」を「百日せき」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十三条中第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

第十三条中第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 水痘の予防接種

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 破傷風の予防接種

第十四条第一号中カをナとし、同号に次のように加える。

ラ 訪問歯科衛生指導

ム 歯科疾患在宅療養管理

ウ 在宅患者歯科治療総合医療管理

エ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

第十四条第一号中ワをタとし、タの次に次のように加える。

レ 在宅患者連携指導

ソ 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ 在宅患者共同診療

ネ 在宅患者訪問褥瘡管理指導

第十四条第一号中ヲをヨとし、ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 介護職員等喀痰吸引等指示

第十四条第一号中ヌをヲとし、リをルとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 同一建物居住者訪問看護・指導

第十四条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 施設入居時等医学総合管理

第十四条第二号中ヨをラとし、同号に次のように加える。

ム 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理

ウ 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理

第十四条第二号中カをナとし、同号ワ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同号中ワをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理

ツ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理

ネ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理

第十四条第二号中ヲをタとし、同号ル中「腫瘍」を「腫瘍等」に改め、同号中ルをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理

第十四条第二号中ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、トをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 在宅小児経管栄養法指導管理

第十四条第二号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、同号ハ中「灌流」を「灌流」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 在宅小児低血糖症患者指導管理

二 在宅妊娠糖尿病患者指導管理

第十四条第三号へ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同号ト中「褥瘡」を「褥瘡」に改める。

第十六条第四号中「受胎調整実施指導」を「受胎調節実地指導」に改める。

第十九条中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「、ト及びチ」を「、ト、チ、リ、又及びル」に、「及びハ」を「、ハ及びニ」に改める。

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）</p> <p>十二 四十七 (略)</p> <p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 小児集中治療室</p> <p>六 十五 (略)</p> <p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 神経・脳血管領域</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 脳磁図</p>	<p>第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 医療保護施設（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療保護施設を含む。）</p> <p>十二 四十七 (略)</p> <p>第九条 規則別表第一第二の項第一号イ(2)に規定する厚生労働大臣の定める施設設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (新設) 十四 (略)</p> <p>第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(3)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 神経・脳血管領域</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 神経磁気診断</p>

-
- へ (略)
- ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
- チ ヲ (略)
- ワ 脳動脈瘤根治術 (終日対応することができるとものに限る。)
- カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
- ヨ ヲ (略)
- 三・四 (略)
- 五 耳鼻咽喉領域
- イ ト (略)
- チ 副鼻腔炎手術
- リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
- ヌ ヲ (略)
- 六 呼吸器領域
- イ ハ (略)
- ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
- ホ ヲ (略)
- 七 消化器系領域
- イ カ (略)
- ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
- タ レ (略)
- 八 肝・胆道・膵臓領域
- イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
- ロ ト (略)
- チ 腹腔鏡下胆石症手術
- リ ヌ (略)
- ル 膵悪性腫瘍手術
- ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
- ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
- カ ヲ (略)
-

-
- へ (略)
- ト 頸部動脈血栓内膜剝離術
- チ ヲ (略)
- ワ 脳動脈瘤根治術 (終日対応することができるとものに限る。)
- カ ワ以外の脳動脈瘤根治術
- ヨ ヲ (略)
- 三・四 (略)
- 五 耳鼻咽喉領域
- イ ト (略)
- チ 副鼻腔炎手術
- リ 内視鏡下副鼻腔炎手術
- ヌ ヲ (略)
- 六 呼吸器領域
- イ ハ (略)
- ニ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術
- ホ ヲ (略)
- 七 消化器系領域
- イ カ (略)
- ヨ 腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術
- タ レ (略)
- 八 肝・胆道・膵臓領域
- イ 肝・胆道・膵臓領域の一次診療
- ロ ト (略)
- チ 腹腔鏡下胆石症手術
- リ ヌ (略)
- ル 膵悪性腫瘍手術
- ヲ 膵悪性腫瘍化学療法
- ワ 膵悪性腫瘍放射線療法
- カ ヲ (略)
-

ル	認知症患者リハビリテーション
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
ニ	粒子線治療
ホ・ヘ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	著しく歯科診療が困難な者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

	(新設)
十八・十九	(略)
二十	緩和ケア領域
イ	医療用麻薬によるがん疼痛治療
ロ・ハ	(略)
二十一	放射線治療領域
イ・ハ	(略)
	(新設)
ニ・ホ	(略)
二十二	画像診断
イ・ホ	(略)
ヘ	ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
二十三	(略)
二十四	歯科領域
イ・ニ	(略)
ホ	障害者の歯科治療
ヘ	(略)
二十五	口腔外科領域
イ・ニ	(略)
ホ	口唇、舌若しくは口腔粘膜の炎症、外傷又は腫瘍の治療
二十六	その他
イ	(略)
ロ	鍼灸治療
ハ・ニ	(略)
第十二条	規則別表第一第二の項第一号イ(5)及びロ(4)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。
一	日帰り手術
イ	(略)

ロ 腋臭症手術
 ハ (略)
 ニ 関節鏡下半月板切除術
 ホ (略)
 ヘ 関節鏡下手根管開放手術
 ト・チ (略)
 リ 気管支狭窄拡張術
 ヌ (略)
 ル (削る)
 ル 内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術
 ヲ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
 ヱ (略)
 ニ 一泊二日手術
 イ 関節鼠摘出手術
 ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術
 ハ (略)
 ニ 関節鏡下半月板縫合術
 ホ 靭帯断裂縫合術
 ヘ 関節鏡下靭帯断裂縫合手術
 ト (削る)
 チ (略)
 リ 顎下腺摘出手術
 リ (略)
 ト (削る)
 ヌ 腹腔鏡下胆嚢摘出手術
 ル 腹腔鏡下虫垂切除術
 ヲ 痔核手術(脱肛を含む。)
 ヱ・カ (略)
 ヲ (削る)
 カ (削る)

ロ 腋臭症手術
 ハ (略)
 ニ (新設)
 ホ (略)
 ト (略)
 ト・チ (略)
 ヌ (略)
 ル (略)
 ヲ 子宮頸部切除術
 ヱ (略)
 ヲ 子宮鏡下子宮筋腫摘出手術
 カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出手術
 ニ (新設)
 ホ (略)
 ヘ (略)
 ト 下肢静脈瘤手術
 チ 腹腔鏡下胆嚢摘出手術
 リ 腹腔鏡下虫垂切除術
 ヲ 痔核手術
 ヱ・カ (略)
 ヲ 子宮頸部切除術
 カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出手術
 ニ (新設)
 ハ 靭帯断裂縫合術
 ロ (略)
 ニ 一泊二日手術
 イ 関節鼠摘出手術
 ヲ (略)
 ヲ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術
 ヱ (略)
 ヲ 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術
 ヲ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術
 ヱ (略)
 ニ 一泊二日手術
 イ 関節鼠摘出手術
 ロ (略)
 ニ (新設)
 ハ 靭帯断裂縫合術
 ニ (新設)
 ホ (略)
 ヘ (略)
 ト 下肢静脈瘤手術
 チ 腹腔鏡下胆嚢摘出手術
 リ 腹腔鏡下虫垂切除術
 ヲ 痔核手術
 ヱ・カ (略)
 ヲ 子宮頸部切除術
 カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出手術

- ヨ (略)
- 三 四泊五日手術
- イ 腋臭症手術
- ロ 関節鏡下手根管開放手術
- ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術
- ニ 水晶体再建術
- ホ 乳腺腫瘍摘出術
- ヘ 経皮的シヤント拡張術・血栓除去術
- ト 下肢静脈瘤手術
- チ ヘルニア手術
- リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術
- ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術
- ル 痔核手術(脱肛を含む。)
- ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ワ 子宮頸部(腔部)切除術
- カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ジフテリア、百日せき及び破傷風の三種混合の予防接種
- 三 八 (略)
- 九 破傷風の予防接種
- 十 十三 (略)
- 十四 水痘の予防接種
- 十五 インフルエンザの予防接種
- 十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種
- 十七 (略)
- (削る)
- 十八 二十二 (略)

ヨ (略)
(新設)

第十三条 規則別表第一第二の項第一号イ(8)及びロ(7)に規定する厚生労働大臣の定める予防接種は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種
- 三 八 (略)
- 九 十二 (新設) (略)
- 十 十三 (新設)
- 十一 十三 インフルエンザの予防接種
- 十二 (新設)
- 十三 (略)
- 十四 水痘の予防接種
- 十五 二十 (略)
- 十六 二十 (略)

(削る)

二十三 | ロタウイルス感染症の予防接種

二十四 | 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定

する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イホ (略)

ヘ | 施設入居時等医学総合管理

ト | (略)

ヌ | 同一建物居住者訪問看護・指導

ル | (略)

カ | 介護職員等喀痰吸引等指示

ヨ | (略)

レ | 在宅患者連携指導

ソ | 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ | 在宅患者共同診療

ネ | 在宅患者訪問褥瘡管理指導

ナ | (略)

ラ | 訪問歯科衛生指導

ム | 歯科疾患在宅療養管理

ウ | 在宅患者歯科治療総合医療管理

キ | 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

二 在宅療養指導

イロ (略)

ハ | 在宅小児低血糖症患者指導管理

ニ | 在宅妊娠糖尿病病患者指導管理

ホ | 在宅自己腹膜灌流指導管理

ヘ | (略)

ヌ | 在宅小児経管栄養法指導管理

二十一 | 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

二十二 | ロタウイルス感染症の予防接種

(新設)

第十四条 規則別表第一第二の項第一号イ(9)、ロ(8)及びハ(5)に規定

する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。

一 在宅医療

イホ (略)

ヘ | (新設)

ト | (略)

リ | (新設)

ル | (略)

カ | (新設)

ク | (略)

ケ | (新設)

コ | (新設)

カ | (新設)

カ | (略)

ケ | (新設)

コ | (新設)

ク | (新設)

ケ | (新設)

コ | (新設)

二 在宅療養指導

イロ (略)

ハ | (新設)

ニ | (新設)

ハ | 在宅自己腹膜灌流指導管理

ニ | (略)

(新設)

ル_レワ_カ (略) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理
ヨ_カ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理
タ_カ (略)
レ_カ 在宅自己疼痛管理指導管理
ソ_カ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理
ツ_カ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理
ネ_カ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理
ナ_カ・ラ_カ (略)
ム_カ 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
ウ_カ 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理

三 診療内容
イ_ホ 疼痛の管理
ヘ_ホ 褥瘡の管理
ト_ホ 褥瘡の管理
チ_ホ・カ (略)

四 (略)

第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。
一_三 (略)
四 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。)
五・六 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条において厚生労働大臣が定めるもののうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びビナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びビタ、第六号ハ及びビニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びビヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ及びビヨ

チ_ヌ・カ_ヌ (略) 在宅悪性腫瘍患者指導管理
ル_ヌ (新設)
カ_ヌ (略)
ワ_ヌ 在宅自己疼痛管理指導管理
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
カ_ヌ・ヨ_ヌ (略)
(新設)
(新設)

三 診療内容
イ_ホ 疼痛の管理
ヘ_ホ 褥瘡の管理
ト_ホ 褥瘡の管理
チ_ホ・カ (略)

四 (略)

第十六条 規則別表第一第二の項第一号ニ(2)に規定する厚生労働大臣の定める相談又は指導は、次のとおりとする。
一_三 (略)
四 家族計画指導(受胎調整実施指導を含む。)
五・六 (略)

第十九条 規則別表第一第四の項に規定する厚生労働大臣の定める事項は、第十一条第一項において厚生労働大臣が定めるものうち、第一号チ及びビヲ、第二号ト、チ、リ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ及びビナ、第四号ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビト、第五号ト、チ、リ、ヌ、ワ及びビタ、第六号ハ及びビニ、第七号ハ、ホ、ヘ、ト、ヌ、ル、カ及びビヨ、第八号ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌ、ル、カ

、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ及びル、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ、ハ及びニ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。

及びヨ、第九号へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ及びカ、第十号ト、チ、ヌ、ヲ、ワ及びタ、第十一号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ、第十二号ハ、ニ、ホ及びチ、第十三号ロ、第十四号へ、リ及びヌ、第十五号ト及びチ、第十六号ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びヨ、第十七号ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチ、第十八号ワ、カ及びヨ、第十九号イ、ロ、ハ、ニ及びへ、第二十一号ロ及びハ、第二十二号ハ、ニ、ホ及びへ並びに第二十六号ニの実施件数とする。